

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案
規制の名称	法科大学院の教育課程等の公表義務
規制の区分	新設
担当部局	高等教育局専門教育課専門職大学院室
評価実施時期	平成 31 年 2 月
規制の目的、内容及び必要性	<p><b>【規制の目的・必要性】</b></p> <p>本規制は、法科大学院における自主的かつ積極的な教育の充実を促すとともに、法曹志望者に対して法科大学院教育に関する正確かつ十分な情報を提供することを企図し、法科大学院を設置する大学に対して、当該法科大学院における教育課程や教育の実施状況等の公表を義務付けるものである。</p> <p>上記の目的を達成する実効的な手法は本規制以外にはないため、本規制の新設が必要である。</p> <p><b>【規制の内容】</b></p> <p>法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律（平成 14 年法律第 139 号）（以下「連携法」という。）において、以下の事項について、法科大学院を設置する大学に対して公表を義務付ける。</p> <p>①当該法科大学院の教育課程並びに当該教育課程を履修する上で求められる学識及び能力</p> <p>②当該評価大学院における成績評価の基準及び実施状況</p> <p>③当該法科大学院における修了の認定の基準及び実施状況</p> <p>④当該法科大学院における司法試験の法科大学院修了見込受験資格</p> <p>（※1）取得のための認定の基準及び実施状況</p> <p>⑤その他文部科学省令で定める事項（※2）</p> <p>⑥その他文部科学省令で定める事項（※2）</p> <p>（※1）本法案による司法試験法（昭和 22 年法律第 140 号）の改正により「法科大学院の課程に在学する者であって、法務省令で定める所定の単位を修得しており、かつ、1 年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあるものと当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したもの」に司法試験の受験資格を付与する</p> <p>（※2）法科大学院における教育の充実及び法曹志望者に対する情報の提供の観点から上記①～④以外に公表を求めるべき事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学費の額やその減免の仕組み、奨学金制度の概要</li> <li>・法学未修者や社会人の入学者に占める割合及びその司法試験合格率</li> </ul> <p>等を検討している。</p>
直接的な費用	遵守費用
	法科大学院を設置する大学において、上記①～⑥の公表に向けた事務負担等の遵守費用が発生する。

	行政費用	行政において、法科大学院を設置する大学が上記①～⑥の公表義務を履行しているかを確認し、違反が判明した場合には行政指導を実施する等の行政費用が発生する。
直接的な効果（便益）		<p>①の公表により、教育課程について学部から適切な評価を受けながら教育水準の向上が図られるとともに、法科大学院に入学しようとする者又は在学中の者にとって、入学前又は各年次の終了段階で身に付けるべき学識及び能力が明らかになることで、見通しを持った学修が可能となる。</p> <p>②③⑤⑥の公表により、連携法第2条第1号において法科大学院に求められる「厳格な成績評価及び修了の認定」の実効性を確保するとともに、法曹志望者が、各法科大学院における標準修業年限での修了率など、進路選択に当たり重要な情報を入手することが可能となる。</p> <p>④は、本法案の改正事項の一つである司法試験の修了見込受験資格に関するものである。同受験資格は、法曹資格取得までの時間的・経済的負担が法曹志望者、特に法科大学院入学者の減少の一因となっているとの指摘を踏まえ、本法案に基づく法科大学院改革を前提として導入されるものであるが、時間的・経済的負担の軽減を志向する法曹志望者にとって、各法科大学院における同受験資格の認定要件や実際の認定状況は進路選択に当たり極めて重要な情報であり、当該情報の公表により、その着実な提供が行われる。</p>
副次的な影響及び波及的な影響		特段の影響は想定されない。
費用と効果（便益）の関係		上記の費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することは妥当である。
代替案との比較		<p><b>【代替案の内容】</b> 法科大学院を設置する大学に対し、上記①～⑤に相当する事項の公表を公表するよう行政指導を実施する。</p> <p><b>【代替案と本規制との比較】</b> 大学が行政指導に従う限りにおいて、本規制と同様の効果が得られることが見込まれるが、代替案においても本規制と同様に一定程度の遵守費用や行政費用が発生する一方、大学の任意の対応となるため、実効性は限定的である。 このため、代替案と比較して本規制の方が優れていると考えられる。</p>
その他の関連事項		該当なし。
事後評価の実施時期等		本法案には見直し条項が設けられていないことから、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、本規制に係る連携法の改正規定の施行の日から5年以内に事後評価を実施することとする。